

# 公益社団法人全国調理師養成施設協会調理師養成施設倫理規程

施 行	平成25年 4 月 1 日
一部改正	平成25年 5 月16日
一部改正	平成26年 8 月27日
一部改正	平成27年 5 月26日
一部改正	平成29年10月25日
一部改正	平成30年11月 2 日

## 第 1 章 総 則

### (目 的)

第 1 条 この倫理規程は、調理師養成施設(以下「養成施設」という。)がその社会的使命を十分に自覚し、職業人としての調理師を養成するための調理に関する専門教育を遂行するに当たって必要な倫理に関する基本となるべき事項を定めることにより、養成施設の適正な運営を確保するとともに、他の養成施設を尊重し、調和を図り、品位ある行動を取り、もって、養成教育の振興に寄与し、社会に貢献する人材を育成することに寄与することを目的とする。

### (適用範囲)

第 2 条 本規程は、公益社団法人全国調理師養成施設協会(以下「協会」という。)会員を対象とする。ただし、会員でなくても厚生労働大臣又は都道府県知事から指定を受けた養成施設に対して、同様の行動を行い、若しくは慎むよう要請することができるものとする。

### (定 義)

第 3 条 本規程において、「広告」とは養成施設が行うすべての宣伝活動を、「表示」とは養成施設が行う広告の表示を、「募集」とは学生・生徒の入学の募集をいう。

## 第 2 章 一 般 規 律

### (社会的使命)

第 4 条 養成施設は、養成施設の正しい情報を提供し、職業人としての調理師の養成を行うという社会的使命を達成することにより、社会の信頼を得るものとする。

(法令遵守)

第5条 養成施設は、調理師法、調理師法施行令、調理師法施行規則、調理師養成施設指導ガイドライン並びにその他の調理師養成教育に係るすべての法令等の趣旨を正しく理解し、これを遵守しなければならない。

(専門性の維持)

第6条 養成施設は、たゆみない研鑽により社会のニーズを的確に捉え、調理に関する専門教育の維持、向上に努めるものとする。

(社会的信用及び適正な運営の維持)

第7条 養成施設は、その運営に当たり、透明性を保ち、養成施設の社会的信用及び適正かつ品位ある運営を確保し、もって養成教育の振興に寄与するものとする。

(設立者及び施設長の責任)

第8条 養成施設の設立者及び施設長は、養成施設の社会的使命を深く認識し、教職員を指導し本規程の遵守に努めるものとする。

### 第3章 学生・生徒募集に係る規律

(学生・生徒募集活動)

第9条 学生・生徒の募集活動は、品位ある行動を取り、適正かつ効果的に行い、教育成果等を正確に伝えるとともに、個人情報保護のために必要な体制を取らなければならない。

2 学生・生徒の募集活動に過大な経費を支出することによって、入学者から徴収する入学金、授業料等の負担を増大させないこと。

(社会的信用を損なう募集の禁止)

第10条 養成施設の設立者及び施設長は、養成施設の品位・社会的信用を損なう方法又は内容の広告、学生・生徒獲得を目的として事実を超える誇大広告、虚偽表示、誤解、錯誤を生じる表示等を慎み、養成施設の正しい情報を提供し、かつ不当な誘引行為を防止するとともに、品位ある行動を取り、公正な競争を確保し、常に適正な広告活動に努めるものとする。

(広告表示事項)

第11条 養成施設が学校案内等入学資料を作成するときは、次の各号に掲げる事項を表示するものとする。

- (1) 養成施設の名称、所在地
- (2) 設立者の氏名(法人又は団体にあつては、名称並びに代表者の氏名)及び施設長の氏名
- (3) 課程の名称及びその学生・生徒の定員
- (4) 課程別の入学資格、時期
- (5) 課程別の修業期間、各教科科目ごとの実習を含む総授業時間数
- (6) 施設、設備の状況
- (7) 入学検定料、入学金、授業料、実習費等
- (8) 卒業時の取得資格
- (9) 就職状況

2 学生・生徒の募集広告を紙(誌)面、インターネットで行うときは、少なくとも次の各号に掲げる事項を表示するものとする。

- (1) 養成施設の名称、所在地
- (2) 設立者の氏名(法人又は団体にあつては、名称並びに代表者の氏名)
- (3) 課程別の入学資格、時期
- (4) 課程別の修業期間
- (5) 卒業後の取得資格

(表示基準)

第12条 養成施設の施設、設備又は入学金、授業料、授業内容その他卒業後の取得資格に関する事項等についての広告表示基準は、次の各項に定めるところによるものとする。

- (1) 養成施設及び課程の名称は、指定された名称を使用すること。なお、略称、愛称を表示する場合は、指定された名称を併記して使用すること。
- (2) 所在地は、指定された所在地の都道府県・郡・市・区・町村を表示すること。ただし、地域社会において通常使用されている表記については、この限りでない。
- (3) 設立者名(法人又は団体にあつては、名称並びに代表者名)及び施設長名は、指定された名称とすること。
- (4) 学生・生徒の定員の表示は、指定された定員を課程別に表示すること。

- (5) 入所資格及び時期を表示する場合は、指定された入所資格及び時期を課程別に表示すること。
- (6) 教科課目及びその内容並びに授業時間数は、調理師法施行規則及び調理師養成施設指導ガイドラインに基づいて、実際に開講している教科科目及びその内容並びに授業時間数とすること。
- (7) 養成施設の施設、設備等は、調理師養成施設指導ガイドラインに基づく施設、設備とすること。また、それ以外の施設、設備を表示する場合は、現に教育上使用している施設、設備か、実際に学生・生徒が利用できる施設、設備を表示すること。
- (8) 納付金は、入学検定料、入学金、授業料、実習費、卒業までの納入額等をすべての項目ごとに表示すること。かつ入学に際し納付する総額と後日納付する総額と期日を表示すること。
- (9) 交通の利便を表示する場合は、現に通学定期を利用して通学できるもの及びその時間を表示すること。
- (10) 養成施設の設立及び経歴を表示する場合は、事実に基づいて表示すること。
- (11) 在学中の特典を表示する場合は、既に実施しているか、又はその特典の実施が確定しているものに限り表示すること。
- (12) 養成施設とそれ以外の科及び系列校等を同一広告に表示する場合は、指定の区分、取得資格等を養成施設とそれ以外の科及び系列校等毎に明確に区分して表示すること。
- (13) 卒業と同時に付与される資格及び卒業によって受験資格が得られる資格について明確に区分して表示すること。
- (14) 資格を表示する場合は、国家資格、公的資格、準公的資格、民間資格を明確に区別して表示すること。また、当該養成施設のみで設定している資格は、その旨を表示すること。
- (15) 資格などの合格率は、客観的な数値に基づいて妥当性のあるものとする。
- (16) 第三者の推奨、推薦、後援などを表示する場合は、本人又は当該機関の承諾を得て表示すること。
- (17) 就職率の表示は、就職希望者数と内定(就職者数)を明示すること。

(不適正表示の禁止)

第13条 設立者及び施設長は、当該養成施設の広告を行うときは、次の各号に掲げ

る不適正な表示のほか、事実と異なる表示をし、又は実際のものより優良、有利であると誤認されるような不適正表示を行ってはならない。

- (1) 国、地方公共団体などが、その養成施設に委託、又は後援していると誤認されるおそれのある表示。
- (2) 養成施設と競争関係にある養成施設の経歴、経営状況、事業規模、その他事業の信用に関する事項について、その信用を阻害するおそれのある表示。
- (3) 養成施設の規模、形状、構造について、実際のものより優良であると誤認されるおそれのあるモデルルーム、写真、見取図、完成予想図の表示。

(留意すべき表現等)

第14条 養成施設は、広告を行うとき、次の表現について十分な配慮を図るものとする。

- (1) 「日本一」、「東大」、「全国一」、「No.1」など最高級の優位性又は唯一性を意味する用語は、客観的事実に基づく数値又は確実な根拠なしに使用しない。
- (2) 「完全」、「100パーセント」、「絶対」などの完璧性を意味する用語は、使用しない。ただし、客観的事実を根拠として明示すればこの限りではない。
- (3) 「卒業保証」、「全員国家試験合格」、「完全就職」など学生・生徒の将来を保証するような用語は、極力使用しない。
- (4) 指定された養成施設名以外の名称(略称、愛称)を使用する場合は、誇大、誤認表示にならぬよう留意すること。
- (5) 養成施設の経歴は、歴史的事実に基づいて表示し、誇大、誤認表示とならぬよう留意すること。
- (6) 学生・生徒の定員は、指定された定員を課程別に表示するものとし、誇大、誤認表示とならぬよう留意し、グループ又は系列校の総数は表示しない。
- (7) 教員、講師名の表示は、調理師養成施設指導ガイドラインに基づく教員資格を有する者であって、就任承諾を得たものに限り、担当教科、通常講義、特別講義の別を明確に表示し、就任交渉中の教員、講師名は表示しない。
- (8) 養成施設とそれ以外の科及び系列校等の同一広告への表示は、指定の区分、取得資格等において誤認表示とならぬよう留意すること。
- (9) 資格等の合格人数及び合格率は、グループ又は系列校等、教員、施設を異にする別の学校の合格人数、合格率を加えないものとする。

(入学試験等に関する規律)

第15条 養成施設への入学に係る試験等の実施は、都道府県及び都道府県専門学校各種学校協会等において定めている基準とともに、本規程に定める基準により実施するものとする。

- 2 養成施設は、推薦入学試験及びAO入学試験(以下「推薦入試等」という。)を実施するとき、入学志願者が現に在学している学校の教育に対する影響並びに入学志願者の負担を十分配慮するとともに、体験入学等を行う場合は、それをもって直ちに入学の確約等の誤解を招くことのないよう入学者選定の公正確保に努めるものとする。
- 3 養成施設は、推薦入試等で入学手続きをとった者に対し、必要に応じ、出身校と協力しつつ、入学までに取り組むべき課題を課すなど、入学後の学習のための準備をあらかじめ講ずるものとする。
- 4 推薦入試等による合格者数は、一般入学志願者に不利益を与えぬよう適正な人数とし、十分留意するものとする。

#### 第4章 インターネットを利用した情報発信(広告等)における規律

(インターネット広告倫理綱領)

第16条 インターネット広告(ウェブサイト等に掲載されるバナー広告並びにリスティング広告、テキスト広告、動画広告、メール広告等インターネットを通じて利用者等に発信される広告)等の情報発信に係る倫理綱領は、次のとおりとする。

- (1) 社会の信頼に応えるものとする。
  - (2) 公明正大であること。
  - (3) 真実であること。
  - (4) 関連諸法規を遵守し、反しないこと。
  - (5) 公序良俗に反しないこと。
  - (6) 人権を尊重し、公正な表現を行うこと。
- 2 養成施設は、広告表示及びその内容に責任を有するものとする。
  - 3 養成施設は、インターネットを利用した情報発信(広告等)を行うときは、第1項の倫理綱領を遵守し、協会理事会(以下「理事会」という。)において別に定めるガイドラインに沿って、インターネットを有効に活用するための行動指針を策定するものとする。

## 第5章 養成施設相互関係における規律

(名誉の尊重)

第17条 養成施設は、養成施設相互の名誉及び信義を尊重するものとする。

(他都道府県への学生・生徒募集、広告活動)

第18条 養成施設所在地以外の都道府県における学生・生徒募集、広告活動については、品位ある行動を取り、当該地域の養成施設に対し敬意を表し、比較表現及び過大な経費を支出する等の強引な誘引行為を慎むとともに、公正な競争を確保するよう十分に留意するものとする。

## 第6章 自己点検、自己評価

(自己点検、自己評価)

第19条 養成施設は、自らの教育活動その他学校運営の状況について、社会のニーズを踏まえた目指すべき目標を設定し、その達成状況や達成に向けた取り組みの適切さ等について点検、評価することにより、養成施設として、組織的、継続的な改善を図り、教育水準の維持、向上に努めるものとする。

2 養成施設は、外部アンケート等を学校評価の資料として活用するとともに、学校関係者評価、第三者評価を積極的に取り入れ、地域のステークホルダーとの連携協力による特色ある学校づくり推進に努めるものとする。

3 養成施設は、自己点検評価等の結果について、刊行物、ホームページ等へ掲載するなどの方法により、広く社会に公表するよう努めるものとし、さらに、学校説明会、保護者会、関係業界との意見交換会等の機会などにおいて、積極的に説明を行い、今後の取り組みに向けて、連携・協力が得られるよう努めるものとする。

## 第7章 社会貢献活動

(社会貢献活動)

第20条 養成施設は、地域社会の一員として、養成施設を活用した社会貢献を積極的に行うものとする。

2 養成施設は、在学する学生・生徒が行う学生ボランティア活動を奨励・支援するものとする。

## 第8章 環境問題への取り組み

(環境問題への取り組み)

第21条 養成施設は、環境保護に対する責任を常に意識し、環境問題に積極的に取り組むものとする。

## 第9章 食の安全性、信頼性への取り組み

(食の安全性、信頼性への取り組み)

第22条 養成施設は、食に対する危機管理の重要性を認識し、食の安全性、信頼性の確保につながる教育に常に取り組むものとする。

## 第10章 補 則

(本規程に反する行為に対する措置)

第23条 協会は、本規程に反する行為がある、若しくは行われようとしている旨の申し出を受けたとき、その内容を確認し、当該養成施設に対し改善要請を行う等、必要な措置を講ずるものとする。

2 協会は、前項の改善要請に対し、当該養成施設に改善する意思が認められない場合、理事会においてその対応を検討し、その結果に基づいて当該養成施設へ改善勧告を行う等、必要な措置を講ずるものとする。

(倫理委員会の設置)

第24条 理事会は、前条第2項に規定する措置を適正に検討するため、第三者に事実関係の調査、法令並びに社会通念に照らして妥当性の検討、判定等を諮問する必要があると認めたとき、当該申し出に係る関係者と利害関係の無い第三者を構成員とした調理師養成施設倫理委員会(以下「倫理委員会」という。)を設置することができるものとする。

2 協会、申出人、当該養成施設は、理事会決議に基づいて、倫理委員会設置に係る費用を均等に予納するものとし、倫理委員会は、申出人及び当該養成施設が予納した後、設置するものとする。

3 協会は、倫理委員会に費用負担割合についても諮問し、その提言に基づいて予納金を精算するものとする。

4 倫理委員会を設置するための必要な事項は、協会代表理事が理事会の承認を得て別に定めるものとする。

5 協会は、倫理委員会から答申(提言)を受けたとき、これを尊重して行動しなければならない。

(委 任)

第25条 本規程を適正に運用するための必要な事項は、理事会の決議を経て別に定めるものとする。

(規程の変更)

第26条 本規程は、理事会の決議をもって変更することができるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益社団法人の設立の登記日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この改正規程は、平成25年5月16日理事会の承認をもって施行、適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この改正規程は、平成26年8月27日理事会の承認をもって施行、適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この改正規程は、平成27年5月26日理事会の承認をもって施行、適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この改正規程は、平成29年10月25日理事会の承認をもって施行、適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この改正規程は、平成30年11月2日理事会の承認をもって施行、適用する。